

柔軟な発想力で魅力発信！

募集

令和3年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業

「文化芸術の魅力発信応援プログラム」

上限 100万円 補助

応募
期間

令和3年 10月15日 金 ▶ 29日 金

文化芸術の魅力を伝える公演等開催・動画制作・配信の取組を支援します！

昨今の社会情勢の影響により、活動の機会が減少した文化芸術活動者が劇場・ホール等を利用して公演等を開催し、当該公演等の動画を制作・配信する機会を創出することでその創作活動を支援し、文化芸術活動の維持・発展を図るとともに、県民が文化芸術に触れる機会を提供し、県内外へ沖縄の文化芸術の発信を行います。



1 対象分野

伝統芸能、音楽、美術・芸術（アート）、演劇、舞踊・舞踏、民俗芸能、その他

2 補助対象者

県内に主たる事業所又は拠点を有し、かつ、文化芸術に関する事業を行う団体及び個人事業主（フリーランスを含む）

※団体が開催する有観客の有料公演等（公演、演奏会、コンサート、ライブ、展示会等）は支援対象外となります。

3 補助対象期間

交付決定日から、令和4年2月末日までに完了する取り組み

※交付決定は11月下旬を予定しています。

4 補助金額・補助率・補助対象経費

〔上限〕100万円
〔補助率〕9/10

①人件費

②事業費（賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料）

※ただし、補助対象経費に係る消費税及び代表者人件費（個人事業主含む）は対象外です。

※概算払い（上限8割）が可能です。

5 企画例



- ① 舞台公演、演奏会、コンサート、ライブ
- ② 美術・芸術（アート）等の展示会、ギャラリートーク（展示解説）
- ③ 文化芸術に関するトークイベント（対談を中心に構成される催し）
- ④ 美術・芸術（アート）等のライブ制作に関する作品
- ⑤ 初心者でもわかりやすい文化芸術に関する紹介・解説
- ⑥ その他文化芸術資源を活用した取り組み

※これらのオンライン配信含む。

※これらの取り組みの映像を活用して動画を作成・掲出いただくことは必須です。

6 応募方法・お問合せ先

・沖縄県文化振興会ホームページにて募集要項等をご確認のうえ、応募書類をダウンロードして作成してください（手書き不可）。

沖縄県文化振興会

・応募は、応募期間中に下記まで郵送（配達記録等）又は持参。

・募集要項及びQ & A等をご確認のうえ、応募に関してご質問等ありましたら、氏名、お電話番号、質問内容を記載して下記までメールにてお問い合わせください。

Q&A

Q 不特定多数を集めた公演等の取り組みにおいて、入場料や参加料を取ることはできますか？

A 団体が開催する有観客の有料公演等（公演や演奏会、コンサート・ライブ、展示会等）については、文化庁の「ARTS for the future!」事業の支援の対象となっており、重複を防ぐため、本事業の支援対象外となっています。個人事業主（フリーランス含む）については、「ARTS for the future!」事業の対象外であるため、有観客の有料公演等も支援対象になりません。

Q 公演等を実施するだけの取り組みは対象外ですか？必ず動画を作成する必要がありますか？

A 公演等を実施するだけの取り組みは対象外です。**対象となる取り組みを実施したうえで、撮影した映像を活用した動画を掲出いただくことは必須です。**

Q 必ず補助金額が100万円となるように申請する必要がありますか？

A 必要ありません。補助金額が100万円未満となる取り組みも対象です。なお、公的資金を使用することを十分に理解し、経費の必要性を精査のうえ適切に積算を行ってください。必要性が認められない経費は、対象外経費となる場合があります。また、事業採択の審査基準においても予算の妥当性や費用対効果が含まれていますのでご注意ください（募集要項「10 審査について」参照）。

Q 昨今の社会情勢の影響を受けイベントを中止せざるを得なくなった場合、会場のキャンセル料やそれまでの準備のために支出した費用は補助対象になりますか？

A 国や県、市町村からの要請でイベントを中止とした場合等のやむを得ない事情により中止となった場合には、中止までに要した経費を補助対象とすることがあります。

Q 動画の撮影・編集に不安があります。

A 動画の撮影・編集の委託費も補助対象となっています。

Q 「フリーランスを含む」とありますが、フリーランスとはどのような方を指しますか？

A 本補助金では、開業届を出し、事業収入（売上）を得ている一般的な個人事業者に加え、開業届を出していなかったり、確定申告において雑収入や給与収入として計上したりしている場合であっても、フリーランスとして雇用契約によらずに、業務委託契約等にもとづき実演等に関する収入を得ている場合には「個人事業者（フリーランスを含む。）」の扱いとなります。

その他Q & Aは沖縄県文化振興会ホームページに掲載しています。

沖縄県文化振興会

